

公募補助金に係る特別措置等一覧表

平成25年度分

(単位:千円)

No	年度	申請団体名	補助事業名	区分	申請額	決定額	対応理由及び内容	特別措置の該当要件	特記事項
209	25	社会福祉法人三恵会	放課後児童クラブともだちパークの運営事業	認定	3,200	3,200	市のクラブでは利用困難な保護者にとって必要な児童クラブであり、政策的課題解決に向け有効な事業であることから、市において特に必要がある取り組みであると認められた事業です。 共働き家庭や一人親家庭の増加、また子どもが被害にあう事件が多発するなど、子どもを取り巻く環境が悪化していることから、仕事と子育ての両立支援を行うため、放課後や休日に保護者が家庭にいない児童に適切な場所を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。 なお、事業費の一部に県の放課後児童健全育成事業費補助金が支給されます。	特別措置の該当要件にあてはまるものであり、かつ、「政策的課題に対応するための事業で、特に必要があると認めるもの(その他特別の理由を有するもの)」として、市が認定する補助金として位置付けを行おうとするものです。	当初予算計上予定
210	25	新居浜市・別子山村合併10周年記念市民交流事業実行委員会	新居浜市・別子山村合併10周年記念市民交流事業	認定	5,000	5,000	合併10周年を記念して、市内外への情報発信や市民交流の促進など、市の施策として取り組むべき事業です。 自然豊かな山間地である別子山地域周辺を会場として、地域の特産品や観光資源に触れる体験型イベント事業やステージイベント事業の他、合併から現在までの様子を映像に残す記録事業を実施するものです。 なおこの事業費は、自治総合センター助成金および合併振興基金により実施します。	特別措置の該当要件にあてはまるものであり、かつ、「政策的課題に対応するための事業で、特に必要があると認めるもの(その他特別の理由を有するもの)」として、市が認定する補助金として位置付けを行おうとするものです。	当初予算計上予定
211	25	スポーツ文化課	平成25年度スポーツ強化運動部指定校事業	認定	3,000	3,000	市長の公約に基づく平成25年度重点施策推進事業です。 市内の中学生がスポーツにおいて優秀な成績を収めているものの、市外の高校へ進学している現状から、スポーツ強化指定校の運動部に対して、補助金を支出し、競技力の向上を図るため、遠征や外部コーチ等を招へいし、技術力向上を図り、全国大会規模の大会へ出場できるようにすることで、市内での進学を推進するものです。	特別措置の該当要件にあてはまるものであり、「市が制度を定め、不特定の個人に直接支出する補助金」として交付を予定していることから、市が認定する補助金として位置付けを行おうとするものです。	当初予算計上予定
212	25	総合政策課	定住人口拡大促進事業	認定	28,000	28,000	市長の公約に基づく平成25年度重点施策推進事業であり、新居浜市定住促進補助金交付要綱に基づき実施する事業です。 新居浜市への転入世帯を増やし、定住人口を拡大するため、住宅を新築・購入して市外から転入した世帯(世帯主等が40歳以下の世帯)を対象に、平成25年度から3年間に限り、住宅新築及び建売住宅購入費用の1/10、最大50万円を助成する事業です。また中学生以下の子どもがいれば、1人につき10万円上乘せします。	特別措置の該当要件にあてはまるものであり、「市が制度を定め、不特定の個人に直接支出する補助金」として交付を予定していることから、市が認定する補助金として位置付けを行おうとするものです。	当初予算計上予定

213	25	農林水産課	木質バイオマス 間伐材安定供 給整備事業	認定	5,000	5,000	市長の公約に基づく平成25年度重点施策推進事業です。 住友共同電力(株)と住友林業フォレストサービス(株)が締結している「間伐材等安定取引協定」に基づく間伐材の取引について、運搬コストの上昇が負担となり、木質バイオマス発電事業の支障となっていることから、間伐材等の安定的な供給を促進するために、その運搬費に対し補助を行うものです。 間伐材の安定的な供給体制を構築し、石油消費量の節約によるCO2削減と地域の間伐材の活用促進による森林整備により、地球温暖化防止等森林の持つ公益的機能の高度発揮を図ります。 なおこの事業費は、環境保全基金で実施します。	特別措置の該当要件にあてはまるものであり、かつ、「政策的課題に対応するための事業で、特に必要があると認めるもの(その他特別の理由を有するもの)」として、市が認定する補助金として位置付けを行おうとするものです。	当初予算計上 予定
214	25	防災安全課	地域防災力向 上推進費	認定	3,900	3,900	市長の公約に基づく平成25年度重点施策推進事業です。 地域の実情にあった資機材整備による自主防災力の向上、訓練や学習会の実施による地域住民の防災意識の高揚と組織の活性化を図るため、「校区自主防災組織資機材整備助成」として、校区自主防災組織が実施する災害の被害防止活動や軽減活動等に直接資する資機材整備に対する助成を行います。また、「校区自主防災組織活動支援助成」として、校区自主防災組織が実施する防災学習会、訓練の開催経費等に対する助成を行う事業です。	特別措置の該当要件にあてはまるものであり、かつ、「政策的課題に対応するための事業で、特に必要があると認めるもの(その他特別の理由を有するもの)」として、市が認定する補助金として位置付けを行おうとするものです。	当初予算計上 予定
215	25	児童福祉課	保育士等処遇 改善臨時特例 補助金	認定	37,933	37,933	安心子ども基金を活用し、保育士の人材確保対策として、現在の私立保育所に対する民間施設給与等改善費を基礎とした処遇改善を図ることに資する資金の交付を行うものです。 当事業については、平成25年5月21日付けで交付の決定があったため、今回、特別措置を行うものです。 なお、この事業費は愛媛県子育て支援緊急対策事業費補助金により対応するものであり、市の会計は通り抜け(市の負担なし)となります。	特別措置の該当要件にあてはまるものであり、かつ、国・県等の補助金を市が間接的に支出する補助金として、市が認定する補助金に位置付けられるものです。	6月議会補正
216	25	市民活動推進課	一般コミュニティ 助成事業	認定	5,000	5,000	(財)自治総合センターの助成事業として実施されるもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備により、地域の連帯感に基づく自治意識を高揚を図るものです。事業の対象は、萩生東自治会及び沢津自治会になります。当事業については、平成25年4月10日付けで交付の決定があったため、今回、特別措置を行うものです。 なお、この事業費は(財)自治総合センターの助成金及び自治会の負担により対応するものであり、市の会計は通り抜け(市の負担なし)となります。	特別措置の該当要件にあてはまるものであり、かつ、国・県等の補助金を市が間接的に支出する補助金として、市が認定する補助金に位置付けられるものです。	6月議会補正
217	25	防災安全課	自主防災組織 推進事業	認定	2,000	2,000	(財)自治総合センターの助成事業として実施されるもので、地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接必要なものの整備に対して助成するものです。事業の対象は、垣生校区連合自治会自主防災会になります。 当事業については、平成25年4月10日付けで交付の決定があったため、今回、特別措置を行うものです。 なお、この事業費は(財)自治総合センターの助成金及び自治会の負担により対応するものであり、市の会計は通り抜け(市の負担なし)となります。	特別措置の該当要件にあてはまるものであり、かつ、国・県等の補助金を市が間接的に支出する補助金として、市が認定する補助金に位置付けられるものです。	6月議会補正

218	25	農林水産課	愛媛県捕獲隊支援事業	認定	186	186	愛媛県捕獲隊支援事業費補助金交付要綱に基づく事業です。有害鳥獣の駆除を担う駆除隊員のうち、平成25年度に狩猟免許の更新を行った者について、狩猟免許更新手数料の一部補助を行います。事業内容は、市内3猟友会(新居浜、東新、別子)の駆除隊員のうち、平成25年度に狩猟免許を更新した隊員について、狩猟免許更新手数料の一部を補助することにより、捕獲体制の充実を図り、農業者が安心して生産活動に取り組めるようにするとともに、市民生活の安全を確保するものです。なお、この事業費は県の負担により行うものであり、市の会計は通り抜け(市の負担なし)になります。	特別措置の該当要件にあてはまるものであり、かつ、国・県等の補助金を市が間接的に支出する補助金として、市が認定する補助金に位置付けられるものです。	9月議会補正
219	25	農林水産課	愛媛県鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業	認定	1,760	1,760	愛媛県鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業実施要領に基づく補助事業です。事業内容は、市内3猟友会(新居浜、東新、別子)の駆除隊員による有害鳥獣捕獲にかかる活動経費を補助することにより、捕獲圧の強化を図り、農業者が安心して生産活動に取り組めるようにするとともに、市民生活の安全を確保するものです。なお、この事業費は県の負担により行うものであり、市の会計は通り抜け(市の負担なし)になります。	特別措置の該当要件にあてはまるものであり、かつ、国・県等の補助金を市が間接的に支出する補助金として、市が認定する補助金に位置付けられるものです。	9月議会補正
220	25	農林水産課	愛媛県鳥獣被害防止総合対策事業	認定	6,134	6,134	愛媛県鳥獣被害防止総合対策事業実施要領に基づく補助事業です。事業内容は、有害鳥獣の生息状況調査のため、センサーカメラ等の設置及び侵入防止のためのワイヤーメッシュ柵の設置にかかる経費を補助することにより、農業者が安心して生産活動に取り組めるようにするとともに、市民生活の安全を確保するものです。なお、この事業費は県の負担により行うものですが、県補助金の内示額が減額されたため、不足する事業費については、被害状況等を勘察し、早急に対策を必要とする箇所について、市単独事業として実施するものです。	特別措置の該当要件にあてはまるものであり、かつ、国・県等の補助金を市が間接的に支出する補助金及び「政策的課題に対応するための事業で、特に必要があると認めるもの(その他特別の理由を有するもの)」として、市が認定する補助金に位置付けられるものです。	9月議会補正
221	25	農林水産課	森林そ生緊急対策事業	認定	190,000	190,000	愛媛県森林そ生緊急対策事業実施要項に基づく補助事業です。事業内容は、木材の多様化する顧客ニーズに対応するため、プレカット加工機、木質資源利用ボイラー、木材乾燥機等の設備を導入し、間伐材などの地域材を有効活用することにより、東日本大震災からの復興に必要な木材の安定供給するとともに、林業・木材産業の再生、森林整備の推進を図るものです。なお、この事業費は県の負担により行うものであり、市の会計は通り抜け(市の負担なし)になります。	特別措置の該当要件にあてはまるものであり、かつ、国・県等の補助金を市が間接的に支出する補助金として、市が認定する補助金に位置付けられるものです。	12月議会補正
222	25	総合政策課	新居浜市地域おこし協力隊推進事業	認定	34	34	人口減少及び少子高齢化の進行が著しい別子山地域において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域力の維持及び強化を図るとともに、その人材の定住及び定着を図るための事業です。事業内容は、地域外の人材を「新居浜市地域おこし協力隊員」として委嘱し、市及び地域住民等と連携を図りながら地域資源の発掘、商品の開発・販売、地産地消の推進支援活動、地域住民の生活支援活動等を行うもので、委嘱期間中の隊員の家賃相当額を補助することにより、隊員の負担軽減と定住促進を図るものです。	特別措置の該当要件にあてはまるものであり、かつ、「政策的課題に対応するための事業で、特に必要があると認めるもの(その他特別の理由を有するもの)」として、市が認定する補助金として位置付けを行おうとす	12月議会補正
合 計					291,147	291,147			